

大麻文化科学考^{1, 2)}

(その3)

山本 郁男*

A Study on the Culture and Sciences
of the Cannabis and Marihuana. III^{1, 2)}

Ikuo Yamamoto*

Received October 17, 1992

第3章 大麻と法律

第1節 はじめに

平成3年版、「警察白書」³⁾特集—薬物問題の現状と課題—によれば、「薬物事犯については、覚せい剤事犯が前年に引き続き高水準で推移した。また、コカインの押収量が急増したほか、大麻事犯の検挙人員も史上最高となる……略」。事実、前年度（平成2年，1990）の大麻事犯の検挙件数は1,972件、検挙人員は1,512人であり平成元年（1989）に比べて、件数は287件（17.0%）増、人員は168人（12.5%）増、押収量は乾燥大麻は139.5キログラム、大麻樹脂は14.1キログラムであった。（Fig-1, Fig-2）



Fig-1 最近の大麻事犯の新聞記事

* 薬学部衛生化学教室

Department of Hygienic Chemistry, Faculty of Pharmaceutical Sciences, Hokuriku University.

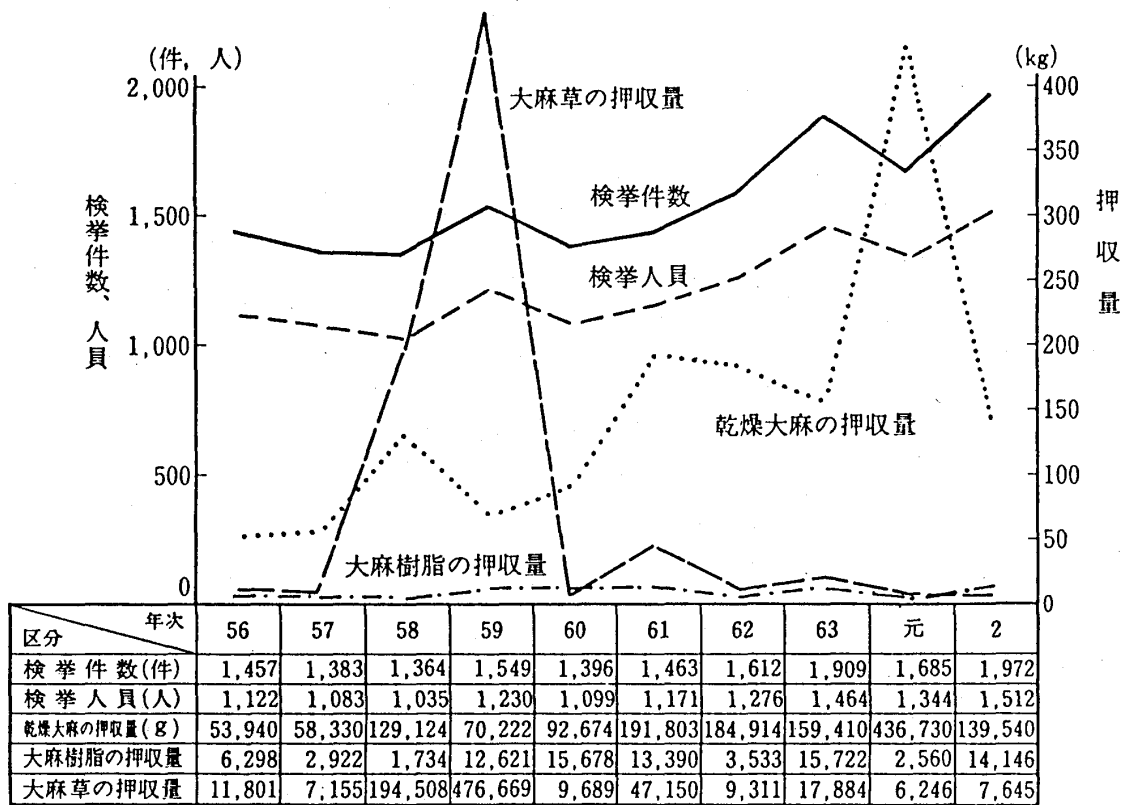
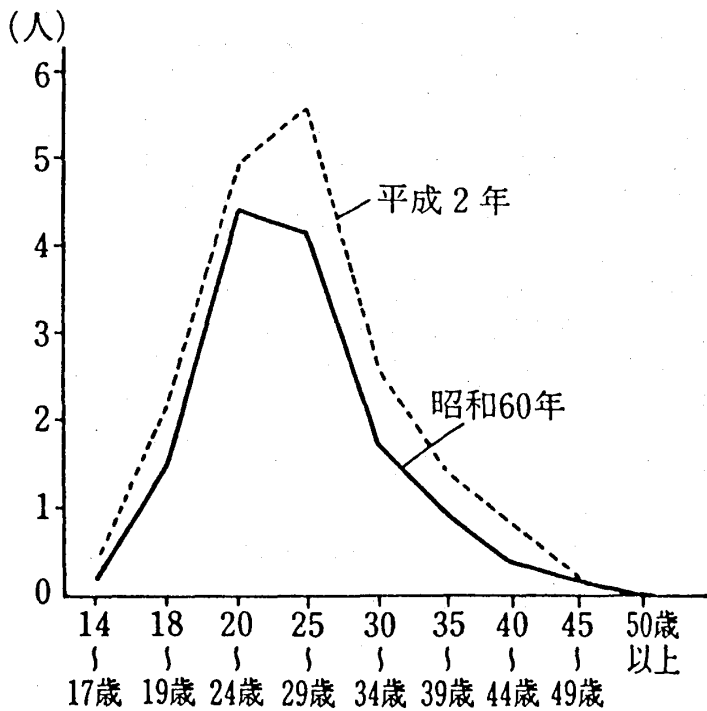


Fig-2 大麻取締法違反事件の検挙状況 (昭和56年~平成2年)³⁾

最近の大麻事犯の特徴は20~29才という青年層にピークがみられ (Fig-3), 職業別では被雇用者が約半数を占めている。(Table-1)



注) 人口10万人当たりの数

Fig-3 大麻取締法違反事件の検挙者の年齢層別人口比率 (昭和60, 平成2)³⁾

Table- I 大麻事犯の職業別検挙人員（平成2年）³⁾

区 分	職業別	総 数	自営業者	被雇用者	学生,生徒	無 職	うち既婚の婦人
検 挙 人 員 (人)		1,512	247	766	93	406	15
構 成 比 (%)		100.0	16.3	50.7	6.1	26.9	1.0

このような大麻（＝マリファナ）乱用の風潮は、現在大麻二法、即ち、「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」によって、その使用・乱用は厳しく規制されてはいるが、一向に衰える気配さえ見られない。

人間は知、情、意のバランスを保って初めて人であるという。ある人はこの乱れを心情（こころ）の推移（移り変わり）という場合もある。

ところが、しばしば人間はこのバランスを乱そうとする、あるいはそれを正常化しようと努める。アルコールは、最も手近かな“こころ”を乱す薬なのである。乱すという語は良くいえばコントロールするともいえる。一方、この「こころの薬」を「向精神薬」という。向精神薬には人の心を発揚、興奮、爽快にさせる中枢神経興奮薬と、心を鎮静、不安感の除去、痛みから解放する中枢神経抑制薬とがある⁴⁾。この両者は多少ともその薬を連用していると依存性（dependence）をおこし、人はその薬の虜となり、もはや薬から離れられなくなる。こころのコントロールどころかこころと肉体の両方を失速させる。連用は増量のプロセスを経る。これが薬物乱用（drug abuse）である⁵⁾。

前報^{1,2)}でも触れたように大麻はアヘンと同様に有史以前から用いられてきた。しかしながら、モルヒネのような薬物は周知のように現代医療に欠かせないとはいえ過度の使用により精神活動の破綻を来し、大きな社会問題を惹起しているのである。大麻にもそのような危険性があるといえる。

この乱用を規制するために人は法律をつくった。前述の「大麻二法」はまさに心のコントロールならぬ使用のコントロールといえる。その他催眠剤、精神安定剤、幻覚剤、鎮痛・鎮静剤、覚せい剤、シンナー（有機溶剤）なども各々の取締法によって規制されているが、ここでは触れない⁶⁾。

前述のように、このような厳しい法律が存在するにもかかわらず、何故、毎年1500名に及ぶ法律違反者がでるのか。

法律はいかなる場合も社会統制のための特殊技術であるから欠缺のない法というものはありえないだろう。戦後まもなく公布された「大麻取締法」はとかく俎上にのぼる法律である。極限的には憲法違反論議がなされたこともあった^{6,7)}。即ち、大麻取締法の罰則規制が、個人の尊重を規定した憲法13条、法の下での平等を保障した同法14条、残虐な刑罰を禁止した同法36条、さらに適正手続きを保障した同法31条に違反するというものである¹⁰⁾。

本報では大麻と法的規制の歴史的展開の過程を述べると共に今後の問題点を薬学の立場から考察してみたい。

第2節 大麻取締法

昭和60年（1985）7月10日、著者は日本弁護士連合会（会長、石井成一氏）から以下の内容の一通の書簡を受け取った⁸⁾。それは同司法制度調査会（委員長、小栗孝雄氏）の名の下での著者への「大麻関係資料の送付」についての依頼書であった。以下これを略記する。「当調査会は、司法制度の改善・進歩・法令運用の監視・是正を目的として当連合会に設置された委員会であり、内部に部会を設置して、種々の問題を調査・研究している。このいくつかの部会の中で特に刑事法をめぐる諸問題を担当する第二部会に「大麻取締法の見直し」を審議案件としてとりあげ、昭和58年（1983）1月11日以降調査・研究を続けている。ついでには「大麻」の持つ薬理作用や毒性についての知識が乏しいので、ぜひ文献・資料を郵送して貰いたい」という主旨のものであった。さらに続けると「昭和60年（1985）3月29日（金）付のサンケイ新聞（夕刊）⁹⁾において、『大麻の幻覚作用を起こす主成分が体内で、より毒性の強い物質に変化して蓄積され、同時に睡眠薬や酒との併用で作用が一段と強まる』ことが貴殿等によって明かにされた旨の記事を拝見したので資料の入手を図るべく本書面を差し上げる次第となりました……後略……」。

このような依頼があったことは当時の「大麻取締法」に何んらかの不備か、理解しがたきところがみられるに他ならず、これに対して改善が求められているからであろう。

当時の「大麻取締法」¹⁰⁾について略述すると大麻草（いわゆる麻）とその製品について、知事の免許を受けなければ、栽培し、あるいは所持、譲受、譲渡、研究のために使用してはならず（3条）、厚生大臣の許可を受けなければ、輸出入、医薬品としての施用等をしてはならない（第4条）と規定している。そして、これに違反した場合、栽培、輸出入は7年以下の懲役（24条）、所持、譲受、譲渡、使用は5年以下の懲役（24条の2）に処するものとなっている。「大麻取締法」が大麻の所持・使用等についてかなり厳しい刑で規制している理由は、国民の保健衛生のためであり、具体的には麻（アサ）の葉を乾燥させたもの、あるいは麻の樹脂を吸引すると、日常と違った感覚、陶酔状態に陥る。このような精神作用が身体的あるいは社会的に有害であるからである。しかしながら現実には、「マリファナ・ナウ」^{6,7)}発行者 北川明、第三書館のような、大麻の無害性を主張する出版物や大麻事犯を弁護する弁護士¹¹⁻¹⁵⁾も現われて事態は容易ならざるところにある。即ち、大麻を法律によって取締まること（＝規制の合理性）についてのいくつかの疑問が提議されるに至っていることにある。

その第一は、前述の著者に対する資料の提供依頼でも明かなように、大麻の有害性についての疑問であった。確かに大麻を吸引して死に至ったという報告がないこともあり、また、米国における1960年代の大麻取締りの緩和もあって一般的には大麻もまた危険とするものの、「大麻には向精神作用は存在するが、その強さはアルコールやタバコほどではなく、身体的に有害というほどではない。その使用は個人の趣味、嗜好の問題であって、これを処罰するのは不当である」とする意見が一部にあり、欧米の有識者や学者などの無害論も手伝って我が国でも混乱していた。

第二は、法定刑の過重な点が指摘されている。即ち、たとえ大麻が有害であると仮定しても、その害は従来考えられていたほど強くないことは明らかであるから—（この見解について著者は反対であるが）—個人使用の所持に5年以下の懲役刑のみで処罰するのは重過ぎる。この点

については、確かに昭和23年（1948）の立法時には3年以下の懲役または3万円以下の罰金という比較的ゆるやかな罰則であったものが、昭和38年（1963）に5年以下の懲役のみに改正された点を指摘しその重罰化には何んら科学的根拠があった訳ではなく、不当なる改正であると主張されていることである。さらに、事実によっては罰金刑をもって処罰すれば事足りるのに、懲役刑しか選択できないために仮に執行猶予となっても懲役刑の場合では職場を追われることもあり、刑事政策上においても、選択刑として罰金刑を施すことができるようにすべきであるとする意見がある¹⁹⁾。

断っておくが著者は法律を専門とする者ではない。薬学という領域にあって、大麻（アサ）の成分について生化学的、薬理的、毒性学的側面から、過去十数年にわたって追求をおこなっており、それらの研究結果についてはいくつかの総説にまとめ世に問うている^{16~22)}。

即ち、大麻草中、何んらかの生理作用を示す3大成分、 Δ^9 -テトラヒドロカンナビノール、カンナビジオール及びカンナビノールを各々大麻（アサ）より化学的方法によって抽出分離して98%以上の純度の単一成分とした。これらを用いて毒性面を主に種々検討したところ、結論としてこれら成分はいずれも脂溶性が極めて高く、体内に容易に吸収され体内酵素によって変化、様々な作用を発現、長期間の摂取によっては身体にとって悪影響（毒性）を及ぼすものも多いという内容である。

法もまた、科学と同様に文化の一部であり、法律は道徳、政治、経済とともに緊密な相互依存関係の上に成立する。換言すれば、法は、道徳の「最小限」を国家の力で強行はするが、一方、法と道徳との部分的な合致は、法そのものの実行性を道徳の持つ内面的な動機力で支える効果をもたらすものである。また、国家権力を「後楯」としている限りにおいて、当然、政治とも深くかかわりあっている。特に近代国家においては、権力の「合法性」がその「正当性」の根拠となる。さらに、「法と経済とは極度に複雑な交錯を示す」（碧海純一「法と社会」²³⁾より）と同時に「大麻」に関してはその毒性の有無が大きな問題点となっていることから「科学」も又、法の妥当性の有無を決定する論拠となる。一方、法律は為政者が制定したものであるゆえ、それを施行する政府側と、反対に施行を受ける国民側とでは意味するところが異なる場合がありうる。

まさに第二次世界大戦終了時までは前報^{1,2)}に述べたように国家政府によってその栽培、生産が奨励さえされていたのに、戦後、米国軍を主とする占領下になるや否や、大麻はポツダム宣言に基づき、連合軍総司令部（GHQ）から公布された「大麻取締規則」（昭和22年4月23日）によって手の平をかえすように、栽培、輸出入、販売、譲渡、譲受、所有、所持などが厳しく規制されることになったのである。敗戦によるそこには政治、経済、国家権力の変化が大麻（アサ）という一植物の上に降りかかったともいえる。“アサは本当にこの急変を驚いた”のではないだろうかと著者は思う。

新憲法の発布以後、民主国家として現在の「大麻取締法」が法として世に出たのは翌年の昭和23年7月10日であるが、その原型は前述の「大麻取締規則」²⁴⁾であった。本規則は極めて長文であるが、今後、論ずるにおいて重要であるので省略はできない。以下全文を掲げる。但し官報の縦書きを便宜上横書きとし、数字はアラビア数字とした。従って「左」は「下」となる。

厚生省令第一号 農林

昭和20年勅令第542号「ポツダム宣言」の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則を、次のように定める。
昭和22年4月23日
厚生大臣 河合 良成
農林大臣 木村 小左衛門

大麻取締規則

第1条 大麻草の栽培及び大麻の所有、所持、輸入、輸出、製造、販売、譲渡、譲受、貸與、借受又は施用（大麻を配伍した処方箋の交付を含む）については、昭和20年厚生省令第46号及び昭和21年厚生省令第25号の規定にかかわらずこの省令の定めるところによる。

この省令において、大麻とは、大麻草（印度大麻草を含む。以下同じ）及びその種子並びにそれらの製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）並びに発芽不能の種子及びその製品を除く。

第2条 何人も下に（原文は左）掲げる行為をすることはできない。

- 1 大麻草の栽培及び大麻草又はその種子の栽培地外への持出
2 大麻の輸出、輸入及び製造
3 大麻の販売、購売、譲渡、譲受、所有、及び所持
4 大麻の施用（大麻を配伍した処方箋の交付を含む。）

第3条 大麻取扱者になろうとする者は、厚生大臣の免許を受けなければならない。

大麻取扱者を分けて、大麻栽培者及び大麻研究者とする。

大麻栽培者とは、繊維若しくは種子を採取する目的で大麻草を栽培する者をいう。

大麻研究者とは、研究の目的で大麻草を栽培し又は大麻を使用する者をいう。

第4条 第2条の規定は、第3条の規定により免許を受けた大麻取扱者、下に掲げる行為を

Table with 3 columns: 省令 (Proclamation), 施行 (Implementation), and 附則 (Supplementary Provisions). It contains detailed regulations regarding hemp cultivation, handling, and research, including specific dates and administrative procedures.

Fig-4 大麻取締規則の官報

するときには、これを適用しない。

- 1 大麻栽培者の繊維の採取を目的とする大麻草の栽培
- 2 大麻栽培者の種子の採取を目的とする大麻草の栽培及びその種子の栽培地外への持出
- 3 大麻栽培者の大麻草又はその種子の所有及び所持
- 4 大麻研究者の研究を目的とする大麻草の栽培及び大麻草又はその種子の栽培地外への持出
- 5 大麻研究者の大麻の所有及び所持
- 6 大麻取扱者間的大麻草又はその種子の販売、購売、譲渡、譲受又はこれらに伴う大麻草又はその種子の栽培地外への持出

第5条 大麻草の栽培区域及び栽培面積は、厚生大臣および農林大臣がこれを定める。

第6条 下の各号の一に該当する者には、大麻取扱免許を与えない。

- 1 大麻の慢性中毒者
- 2 大麻に関して、懲役、禁錮又は罰金に処せられた者
- 3 禁治産者

第7条 下の各号の一に該当する者には、大麻取扱者免許を与えないことがある。

- 1 麻薬に関して、科料又は拘留に処せられた者
- 2 準禁治産者又は未成年者

第8条 厚生省に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

第9条 第4条の規定による免許を受けようとする者は、下の各号の事項を記載した申請書を、住所地の地方長官を経由し、厚生大臣に提出しなければならない。

- 1 申請書の住所地、氏名もしくは名称及び年齢
- 2 栽培目的別の栽培地の数、位置及び面積又は研究目的
研究を目的とする場合は、前項の申請書の履歴書及び戸籍抄本を添えなければならない。

第10条 厚生大臣は、免許を与えるときは、大麻取扱者名簿に登録し大麻取扱者免許証を交付する。

前項の免許証は、これを譲渡、受渡、貸渡若しくは借受することはできない。

第11条 大麻取扱者名簿には、下に掲げる事項を登録する。

- 1 登録番号及び登録月日
- 2 住所地、氏名若しくは名称及び年齢
- 3 大麻栽培者又は大麻研究者の別
- 4 栽培目的別の栽培地の数、位置及び面積又は研究目的
- 5 免許の取消並びにその事由及び月日
- 6 免許証の再交付並びにその事由及び月日
- 7 抹消の事由及び月日

第12条 大麻取扱者免許を受け、大麻取扱者名簿に登録された者は、下の区別に従って、登録手数料を納めなければならない。

大麻栽培者 30円

大麻研究者 10円

第13条 大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の12月31日までとする。

第14条 大麻取扱者は、第11条第2号の登録事項に変更を生じた時は、その事由書及び免許証を添え、1箇月以内に住所地の地方長官を経由し、厚生大臣に登録の変更を申請しなければならない。

前項の規定によって、登録の変更を申請する者は、手数料5円を納めなければならない。

第1項の場合においては、免許証を書き換え交付する。

第15条 大麻取扱者が、その免許証をき損し又は亡失したときは、その事由書を、き損した場合にはその免許証をも添え、1箇月以内に住所地の地方長官を経由し、厚生大臣に再交付を申請しなければならない。

前項の規定により、再交付を申請する者は、手数料5円を納めなければならない。

第1項の規定により、免許証を発見したときは、10日以内に住所地の地方長官を経由し、厚生大臣にその免許証を返納しなければならない。

第16条 第9条又は前述の規定による申請をする者は、登録手数料又は手数料に相当する額の収入印紙を申請書に貼らなければならない。

既に納付した登録手数料又は手数料は、これを還付しない。

第17条 大麻取扱者が、免許の取消を受けようとするときは、その事由及び免許証を添え、住所地の地方長官を経由し、厚生大臣に申請しなければならない。

大麻取扱者が、死亡又は解散したときは、戸籍法による死亡の届け出義務者又は清算人は、1箇月以内に免許証を添え、住所地の地方長官を経由し、厚生大臣に届け出なければならない。

厚生大臣は、大麻取扱者免許を取り消したとき又は前項の規定による届け出のあったときは、大麻取扱者名簿の登録を抹消する。

第18条 大麻取扱者は、第23条の規定により免許の取消処分を受けたとき又は免許がその効力を失った時は、10日以内に住所地の地方長官を経由し、免許証を厚生大臣に返納しなければならない。

第19条 大麻取扱者は、帳簿を備え、毎月下の事項について記載し且つ、これらの事項について、次の月の10日までに、住所地の地方長官を経由し、厚生大臣に報告書を提出しなければならない。

- 1 月末における栽培地の数、位置及び作付反別
- 2 その月中に採取した大麻草の成熟した茎の数量
- 3 その月中に採取した大麻草の繊維の数量
- 4 その月中に販売、購売、譲渡又は譲受した大麻草又はその種子の数量、月日及び相手方

第20条 大麻栽培者は、大麻草の成熟した茎以外のものをその栽培地外へ持ち出すことができない。但し、第4条又は第21条の規定により大麻草又はその種子を持ち出す場合は、この限りではない。

第21条 大麻取扱者が、大麻草又はその種子を販売、購売、譲渡、譲受するときは、政府から買い受けた用紙に、必要事項を記載し且つ、記名押印して、相手方に交付しなければならない。

らない。

前項の規定による用紙は、5箇年間これを保存しなければならない。

第22条 厚生大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、大麻草の栽培その他について、関係者に必要な指示をすることができる。

第23条 大麻取扱者が、その業務に関し犯罪又は不正の行為をしたときは、厚生大臣は、その免許を取り消すことができる。

第24条 厚生大臣又は地方長官は、この省令に違反して栽培、所有又は所持せられた大麻について、没収その他必要なる処分をすることができる。

第25条 厚生大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、該当官吏に栽培地、倉庫、研究室その他の場所に臨検し、帳簿その他の物件を検査させ、又は検査のため必要な分量の大麻を無償で収去させることができる。

厚生大臣又は地方長官は、前項の規定によって該当官吏に臨検、検査または収去させるときは、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第26条 下の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は5千円以下の罰金に処し、又はその刑を併せて科する。

- 1 第2条、第4条、第10条第2項、第14条第1項、第15条第1項、第17条第2項、第18条、第20条又は第21条の規定に違反した者。
- 2 第9条の規定により、提出する申請書その他の書類に虚偽の記載をした者及び第21条の規定による用紙に住所地、氏名その他に関して虚偽の記載をした者
- 3 第19条の規定に違反して、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条の規定に違反をして報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 4 第23条の規定による指示に違反した者
- 5 第24条の規定による処分又は第25条の規定による該当官吏の臨検、検査若しくは収去を妨げ、拒み、若しくは忌避した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、交付の日から、これを施行する。

本省令は前述のように戦後の混乱期に、早急な法整備下で作成されたものであるが故にいくつかの問題点があった。本省令のポイントは第1条の大麻草の栽培、所有、所持、輸入、輸出、製造、販売、購売、譲渡、譲受、貸與、借受、施用など全てを厳禁していることである。これは現行法下ではヘロイン（最も依存性の強い麻薬）と同等の厳罪といえる。さらに栽培農家にとって最も厄介な種子も対象に入っている。第5条には大麻草の栽培区域及び面積までも厚生大臣のみならず農林大臣の許可が必要であり、決定される。さらに現行は都道府県知事の名で免許が出されているが、第6条で厚生大臣となっている。第26条での罰則は3年以下の懲役又は5千円以下の罰金処刑となっている。

では、戦前までの大麻に対する国内における法的規則はどうであったのであろうか。後にも

詳述するが歴史的に振り返ってみるとその始めは1925年、ジュネーブの国際アヘン条約にある。この条約内の中心はアヘンであったが大麻（マリファナ）もこの中に入っており、我が国もこの条約下にあった。特に、幻覚成分、テトラヒドロカンナビノールの含量が高い印度大麻に関しては樹脂及びこれを含有するものを麻薬に指定。その製造は内務大臣への届出義務、輸出入、譲渡手続、容器被包の義務事項についての規則が設けられた。さらに「薬事法」（昭和18年3月12日法律第48号）の成立に伴い大麻をモルヒネ、ヘロインと共に麻薬と同じくして規制した。輸入品である印度大麻は「日本薬局方」に収載（鎮痛、睡眠薬として）されている、昭和5年5月19日内務省令第17号による内務大臣の許可事項となっていた。しかしながら、繊維としての大麻草の栽培、譲受、販売等については全く自由であったのである。国産大麻を含め、既述のように所持や譲渡が刑事罪として問われ、規制されるようになったのは上記の「大麻取締規則」が施行されたのが最初であったのである。

GHQ（連合軍総司令部）は大麻のもつ幻覚作用が社会的、国家的秩序を乱し、さらに社会的精神的な著しい荒廃にまで追い込む危険性があると考え、この法令を公布したといえないこともない。

当時、米国では1927年に先の1925年の国際アヘン条約をうけて大麻取締規定を批准していたのであるが、その実行は容易ではなかった。事実、米国16州では大麻を厳しく禁止する州法を出すなどの経緯があったのである。

そこで国情にあった正式の「大麻取締法」²⁰⁾を翌年の昭和23年7月10日、法律124号（官報号外）として新たに制定公布した。これもまた重要であるが故に全文を記し先の「大麻取締規則」と比較してみたい。

大麻取締法をここに公布する。

御名 御璽

昭和23年7月10日

内閣総理大臣 芦田 均

法律第124号

大麻取締法

第1章 総則

第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス、サテイバ、エル）及びその種子並びにそれらの製品をいう。但し、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）並びに発芽不能の種子及びその製品を除く。

第2条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2 この法律で「大麻栽培者」とは、厚生大臣の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

3 この法律で「大麻研究者」とは厚生大臣の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第3条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は、研究の

ために使用してはならない。

- 2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

第4条 何人も下に掲げる行為をしてはならない。

- 1 大麻を輸入し、又は輸出すること
- 2 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること

第2章 免許

第5条 大麻取扱者になろうとする者は、省令の定めるところにより、厚生大臣の免許を受けなければならない。

- 2 下の各号の一に該当する者は、大麻取扱者免許を与えない。

- 1 麻薬又は大麻の中毒者
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 禁治産者、準禁治産者又は未成年者

第6条 厚生省に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

- 2 前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。

第7条 厚生大臣は、大麻取扱者免許を与えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。

- 2 前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸与してはならない。

第8条 大麻取扱者許の有効期間は、免許の日からその年の12月31日までとする。

第9条 第7条の規定により大麻取扱者名簿に登録される者は、下の区別に従って登録手数料を国庫に納めなければならない。

大麻栽培者 60円

大麻研究者 50円

第10条 大麻栽培者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより、厚生大臣に申請しなければならない。

- 2 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人（相続人のあることが明かでないときは、相続財産の管理人。以下同じ。）又は清算人は省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
- 3 厚生大臣は、第一項の申請又は前項の届け出があったときは、大麻取扱者名簿の登録を抹消する。
- 4 大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第18条の規定により取り消され、その他その効力を失ったときは、大麻取扱者免許証を厚生大臣に返納しなければならない。

第11条 前5条の定めるものの外、大麻取扱者名簿の登録の変更、免許証の再交付又は返納その他、大麻取扱者名簿及び大麻取扱者免許証に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

- 2 大麻取扱者名簿の登録の変更又は大麻取扱者の再交付をするときは、登録の変更又は免許証の再交付を申請する者は、手数料として10円を国庫に納めなければならない。

第3章 大麻取扱者

第12条 大麻取扱者が大麻をその他の大麻取扱者から譲り受け、又は他の大麻取扱者に譲り渡そうとするときは、政府発行の譲受証又は譲渡証の用紙に必要事項を記載し、且つ、こ

れに自己の印を押して相手方に交付しなければならない。

2 前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、2年間これを保存しなければならない。

第13条 大麻栽培者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してならない。

第14条 大麻栽培者は、種子以外の大麻をその栽培地以外へ持ち出してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

第15条 大麻栽培者は、帳簿を備え、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、及び10月から12月までの期間ごとに左に掲げる事項について記載し、且つ、これらの事項についてその期間満了後10日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

- 1 期間末に所持した発行可能の大麻草の種子の数量
- 2 期間末における栽培地の数、位置及び作付反別
- 3 その期間中における栽培地の最大数、位置及び最大作付反別
- 4 その期間中に採取した大麻草の成熟した茎の数量
- 5 その期間中に採取した大麻草の繊維の数量及びその種子の数量
- 6 その期間中に譲り受け、又は譲り渡した大麻草又はその種子の数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

第16条 大麻研究者は、帳簿を備え、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、及び10月から12月までの期間ごとに左に掲げる事項について記載し、且つこれらの事項についてその期間満了後10日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

- 1 期間末に所持した大麻草及びその発芽可能の種子の数量
- 2 期間末における栽培地の数、位置及び作付反別
- 3 その期間中における栽培地の最大数、位置及び最大作付反別
- 4 その期間中に使用した大麻草またはその種子の数量
- 5 その期間中に譲り受けた大麻草又はその種子の数量ならびに譲受の年月日及び相手方

第4章 監督

第18条 大麻取扱者がその教務に関し犯罪又は不正の行為をしたときは、厚生大臣は大麻取扱者免許を取り消すことができる。

第19条 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のため特に必要があると認めるときは、大麻取扱者に対し大麻の栽培、譲受、譲渡又は研究に関し必要な事項を命ずることができる。

第20条 厚生大臣は、この法律の規定に違反して所持され、栽培され、輸入され、製造され、譲り受けられ、譲り渡され、施用され、施用のため交付され、又は研究のため使用された大麻について必要な処分をすることができる。

2 厚生大臣は、法令の規定により没収された大麻について前項の処分をなすには、大蔵大臣及び農林大臣と協議しなければならない。

第21条 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のため特に必要があるときは、当該官吏又は吏員に、栽培地、倉庫、研究室その他の大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

2 当該官吏又は吏員が前項の規定により立ち入り検査または収去をする場合には、その身

分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈述しなければならない。

第5章 雑則

第22条 大麻草の栽培区域及び栽培面積は、厚生大臣及び農林大臣がこれを定める。

第23条 この法律に定めるものを除き、この法律を施行するために必要な事項は、省令でこれを定める。

第6章 罰則

第24条 第3条第1項若しくは第2項、第4条、第13条、第14条又は第16条の規定に違反した者は、これを3年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情状によりこれを併料することができる。

第25条 下の各号の一に該当する者は、これを1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

1 第7条第2項又は第12条第2項の規定に違反した者

2 第12条第1項の規定による譲受証又は譲渡証に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をなし、又はこれを相手方に交付しなかった者

3 第15条又は第17条の規定による帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をした者

4 第15条又は第17条の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をした者

2 前項の形は、情状によりこれを併料することができる。

第26条 下の各号の一に該当する者は、これを5千円以下の罰金に処する。

1 第10条第2項の規定による届出をしなかった者

2 第10条第4項の規定に違反した者

3 第19条の規定による命令に従わなかった者

4 第20条第1項の規定による処分又は第21条第1項の規定による立入検査若しくは去収を拒み、妨げ、又は忌避した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本状の罰金刑を科する。

附則

第28条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第29条 昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則（昭和22年厚生、農林省令第1号）は、これを廃止する。

第30条 この法律施行の際現に大麻取締規則の規定により大麻取扱者の免許を受けている者は、これをこの法律の規定により大麻取扱者免許を受けた者とみなす。

第31条 大麻取締規則の規定による大麻取扱者免許証は、これをこの法律の規定による大麻取扱者免許証とみなす。

第31条 大麻取締規則第21条第1項の規定による用紙はこれをこの法律の規定による譲受証又は譲渡証とみなす。

第32条 この法律施行前になした違反行為の罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵大臣
厚生大臣
農林大臣
内閣総理大臣

北村 徳太郎
竹田 儀一
永江 一夫
芦田 均

本法律（以後単に「法律」と省略）と先の「ポツダム宣言」受諾に伴っての「大麻取締規則」（以後「規則」と省略）を比較すると大幅な法的叙述の違いが形式と共に見られる。即ち、第1条の「大麻草の栽培及び…中略…省令の定めるところによる」までが削除。「省令」も「法律」と明記されている。大麻の定義としてカンナビス、サテイバ、エルと学名をもってあげ、法律の対象として大



Fig-5 大麻草 (*Cannabis sativa* L) とその種子部 (著者画く)

麻草及びその種子とその製品を規定している。ここで種子が入っていることに注意されたい。「規則」では第2条及び第3条で「大麻草の栽培、種子の栽培地外への持出」等を禁じ大麻取扱者の免許制を記しているが、「法律」においては第2条、第3条、第4条に重複をさけて記述されているなど、はっきりとして法整備の後がうかがわれ、すっきりとした記述となっている。このことは第1章 総則、第2章 免許、第3章 大麻取扱者、第4章 監督、第5章 罰則、及び附則から、なるなど大きな改善の後がみられる。

特記すべきことは「規則」の中にみられる第5条の「大麻草の栽培区域及び面積」を事前に届け、「厚生大臣と農林大臣の両大臣がこれを決定する」が削除されていることである。この理由については後述する。第12条の登録手数料は「大麻栽培者」は30円、「大麻研究者」は10円であるが、「法律」では前者は60円、後者は50円に改訂されている。「規定」における大麻取扱者の帳簿の記載及び報告は第18条に述べられているが毎月、栽培地の数、位置、作付反別、茎の数量、繊維の数量、種子の数量等を月日、相手方を地方長官を通して毎月10日以降に報告し

なければならなかったが、この毎月が1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月の一年に4回と数が少なくなっているものの、なお栽培農家にとって繁雑である報告の義務が残っていることである。

前報¹⁾でも記述したように昭和23年度の我が国の大麻栽培状況は、盛況をきわめていた。戦後の復興期のためロープ類や漁網などの麻の製品の需要は高く、栽培農家にとっては良い収入源であった。栽培者総数23,902人、栽培面積3,860.8ヘクタール（ha）（うち、繊維採取面積3,488.9（ha）、種子採取用面積371.9（ha））であった。当然のことながら、これらの栽培にあたっては、上記の「法律」によって規制されていたのであった。古代より大麻を吸煙するという習慣を全くもたなかった民族に、国際条約の中とはいえ、主に米国の大麻事情の影響から押しつけられたような形となった栽培農家にとっては驚きでもあり、毎月、法律になってからは年4回の報告書の提出は、慣れないことでもあり難儀なことであったに違いない。

因みに官報に掲載された昭和22年4月23日付けの「規則第5条の規定」²⁾には「大麻草の栽培区域及び面積を次のように定める」とある。それによると青森県150町歩、岩手350、福島200、栃木2400、群馬100、新潟200、長野1000、島根150、広島200、熊本1120、大分10、宮崎120と定められている。さらに昭和23年8月2日付けの「指定農林物質検査法施行規則」³⁾農林省令第64号には大麻の指定県として上記の青森、岩手、福島、栃木、群馬、新潟、長野、島根、広島、熊本、大分、宮崎のほか山梨、石川、福井、兵庫、佐賀の17県が指定されている。

先にも若干触れたように、近代国家は政治主義の建前をとり、あらゆる社会的現象は法のわくの中で動き、法の適用は多岐にわたる。法の変動は常に経済をバックとして政治によって促進される。法の理想形態を実現するためには、私的個人及び国の双方に対して、むやみに法的解釈を拡大したり、逸脱することも容認されない⁴⁾。

法による個人の基本的権利を擁護し、法によって社会的秩序を確立する。しかし、各国家、各民族はそれぞれ独自の正義感、倫理感を歴史的所産として有するが故に、法が他国の法を模倣したり、押しつけられたりしたものは当然、施行するにあたり矛盾が生じる。

法の最大の目的は、社会秩序の維持であり、そこには正義（正しい道理）が存在しなくてはならない。

「大麻取締法」は大麻吸引による幻覚症状の惹起が社会的秩序を乱すものとされていた上での法であるが故に、従来の「麻薬取締法」や「あへん法」とは別の角度からみた場合、特に大麻よりアサ繊維をとる栽培農家側から見れば、こんなに面倒な法律はなかったのであろうとも推察される。厳しいともいえるその罪状も、大麻吸引を目的とする乱用者に適用する社会的法益に対する罪としたものであったのである。

本法律（以下、大麻取締法124号を指す）はその後簡単なものは登録手数料の改正のみで終わったものもあるが、通算10回にわたって改正がおこなわれた。年代順に記すと以下の通りである。

- 昭和25年3月27日（法律18号）
- 昭和27年5月28日（法律152号）
- 昭和28年5月17日（法律15号）
- 昭和29年4月22日（法律71号）
- 昭和38年6月21日（法律108号）

昭和45年6月 1日 (法律111号)

昭和53年5月 1日 (法律38号)

昭和56年5月30日 (法律58号)

昭和59年5月25日 (法律47号)

平成 2年6月19日 (法律33号)

これに伴い本法の「施行規則」が昭和23年7月22日、厚生、農林省令1、改正後は昭和25年5月20日、昭和28年4月9日、昭和29年6月3日、平成元年3月24日、平成2年8月1日に各々出されている。

上記のうち昭和28年5月17日(法律15号)について特記すると、「大麻取締法」の一部を緩和するため、第一に大麻草の種子を取締の範囲から除外し、大麻の譲渡、譲受け手続きに関する制度を廃止。第二に従来、大麻取扱者の免許その他大麻取締りに関する事務はすべて国(厚生大臣、農林大臣(作付面積等)、大蔵大臣(登録手数料の国庫管理のため))が行っていたが、これを都道府県知事に委任、簡素化した。第三に大麻研究者が厚生大臣の許可を受けたときは、大麻を輸入することが可能となったことなどが改正点の骨子となっている。その後の改正の結果が現行法となっているのである。

「現行法」の全文を記す紙面をもたないので重要点を列記する。第1条の「大麻の定義」では「大麻とは大麻草及びその製品をいう。但し大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く)を除く。」として種子等は省かれている。第2条の「大麻取扱者等の定義」として大麻栽培者と大麻研究者に分け都道府県知事の免許をうけたものをいうと定めた。第3条の「所持等の禁止及び制限」において所持、栽培、譲受、譲渡、研究できるものは大麻取扱者であって、他の目的(例えば吸引など)に使用してはならないと強く制限している。第4条の「禁止行為」を規定し、大麻の輸入、輸出、大麻からの医薬品の施用の公布と受納を禁じている。但し、厚生大臣の許可があればこの限りではないとし、国際的な大麻研究者の利便をも考慮に入れている。第2章の「免許」では都道府県知事からの免許の取得、名簿の整備、免許の有効期間としては免許の日からその年の12月31日までとしている。これは大麻が前報¹⁾で書いたように一年生草であるためであり、他の麻薬取締法及び覚せい剤取締法が2年であるのに対し異なっている。「申請手数料」及び「登録変更手数料」は実費を勘案して政令で定めるとして法規そのものの中に記載されないようになった。

第13条「譲渡の制限」、第14条「持出の禁止」をおこない他人への譲渡や栽培地外への持出しを厳禁している。第15条では「大麻栽培者」は毎年1月30日までに報告、これは「大麻研究者」についても同様である。研究者が研究の目的に大麻を栽培する時は、事前に、大麻栽培者がおこなっていたと同じように数量、作付面積等の報告義務がある。これは抽出、精製の過程で得たカンナビノイドの品名、数量なども含まれている。第4章、監督の項では「免許の取消」、「国庫に帰属した大麻の処分」、「立入検査」等に大麻取締官の捜査上並びにそれに付随する事項について記述している。第6章、罰則は、7年以下の懲役は大麻栽培者。大麻の海外からの持込み(輸入)者に対して、及び5年以下の懲役は譲渡、譲受、使用者、大麻成分の医薬品への施用等、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金は免許証の偽造や虚偽の報告を行った場合、1万円以下の罰金は届出をしなかった者、規定に違反した者、立入検査(第21条)を拒んだりした者に適用される。また、研究者等にあってはその法人の代表者にも適用される両罰規定が定

められている。

いずれにせよ現行の大麻取締法は不法に大麻を持っていれば処罰される「所持罪」であって大麻を実際に吸引した場合の「使用罪」は適用されず諸外国（例えばイスラエル）と全く異なっている。

ここで世界における大麻の法的規則の歴史について記しておきたい。

先に若干触れたように、1912年、米国は、ハーグで開催された「第1回国際あへん会議」において「インド大麻草の乱用の規制」を前提として、今後、大麻に関して統計的、科学的研究調査の必要性を決議させた。これに至ったのは既述のごとき米国内における大麻事情によるものである。即ち、1880年頃から米国各地に秘密の大麻クラブが結成されるなど、大麻吸煙、摂取の風習が次第に拡大したからである。これらの大麻は、全て隣国のメキシコ経由であったことから取締りを国際的にしようとした企図があった。

1924年、南アフリカ連邦は「大麻を習慣性医薬品とせよ」と提案、これは国際連盟に勧告されている。この結果、大麻の生産、取引、消費などの世界的レベルでの資料が集められた。

1925年「第2回国際あへん会議」－(大麻がこのようなあへん会議で論議されていたために今日大麻は麻薬ではないのにあたかも麻薬かのような扱いを受け、これがかえって大麻のもつ独特の幻覚作用や毒性が不明確になったきらいがある。)－においてエジプトは自国の大麻乱用による社会問題を提訴した。この時点から大麻が国際的規制の対象薬物になったと考えられる。

我が国も「インド大麻」の製剤（エキス、チンキ）－日本薬局方収載－医薬及び学術研究に限っての使用を許可、輸出入、不正取引等で上記の国際規制に同意したものの繊維植物についてはその重要性から対象としなかった。つまり国際条約に従わなかったのである。これが敗戦後、GHQからの“押しつけ法”となったともいえる^{6,7)}理由であろう。しかし大麻に対して「WHOの依存性薬物専門委員会」が科学的立場から「大麻及び大麻製剤の医療への使用は正当性がない」；しかも「大麻の使用は身体的、精神的及び社会的のいずれの観点からみても危険」としたことが、法的規正の最大の理由となっている。我が国は大麻の医療へ



Fig-6 栃木県鹿沼地区での大麻の盗難防止警備

の利用として第1改正日本薬局方から収載していたが、大麻取締法とのからみもあり、第6改正薬局方（昭和26年3月公布）から印度大麻の項を削除し、大麻乱用防止の主旨をいよいよ徹底させたいきさつがある。日本薬局方の大麻については次報で述べたい。

1948年以降は国連においても大麻に関して独立の議題とし、WHOではなお重点的研究課題とした。1959年からは、国際情勢は「規制優位」の方向であり1961年の麻薬に関する単一条約中の重要な対象品目の1つとなっている。その開催された国際会議、例えば国際刑事警察機構総会（1967年 東京）、第22回国際麻薬委員会（1968年 ジュネーブ）、国際経済会理事会（1968年 ニューヨーク）、第26回国際麻薬委員会（1975年 ジュネーブ）等においても大略、大麻の取締強化、有害性の決議を行っている。

以上のような大麻乱用防止の国際的な協調は、裏をかえせば文明国家における麻薬禍、生産性低下、社会不安の現状を回復させるための1つの方策にもとられよう。

ドイツの精神医、フォン・ゲープザッテル（1954）は「薬を使用せざるをえなくなった不満、空虚感、苦悩感が人間をさらに薬物乱用に走らせ、その人間を破滅に導く」と指摘する²⁹。これが薬物依存の因果である。薬物への嗜好を個人の意志によって防ぐことが不可能であるならばそこには秩序をまもるという建前で法が介在することもやむにやまれぬことであろう。大麻無害論者がいう大麻は、科学的ではない。大麻が強い幻覚作用を人間におこさせることは事実である。作用が全く無いものを乱用する筈はない。大麻成分はカンナビノイドだけでも約60種、その他アルカロイドも微量だが存在している。これらの1つ1つの生理、薬理、毒作用を解明しなければ、大麻ぐらいいいだろうとは断言できない。

まさに大麻は社会的、国家的秩序を乱し、さらに社会的精神面の著しい荒廃にまで陥らせる危険性を有する「禁断の草」かも知れない。

20世紀文明は科学の急速な発展により生活そのものが機械化の中に埋没した感がある。その為、個人はその場限りの快楽を求める。一方、孤独化を強いられ、これが既述の絶望感と虚無感をまねく。さらに、個人が集団として生きるためには情報が必要であり、かつ流行に乗り遅れまいとするファッション感覚。これらのすべてを満足させてくれるものとして「大麻」が存在しているようにも見える。

幸いにも日本人は法律とか規則とか掟とかに弱い国民性がある。また、そのような道徳感や正義感を持ち合わせている。

「大麻」と「大麻取締法」は我々に人間性喪失の産物の1つとして最後の問題提起をおこなっているように著者には思えてならないのである。

第3節 おわりに

以上「大麻取締法」が存在する歴史的過程を詳しく述べ、考察した。著者は現行大麻取締法が完全無欠なものとは考えていない。しかし、ポツダム宣言下で準備された「規則」が「法律」となり十数回の改正を経て現行法がある。我が国が他の先進諸国と異なり、それなりに薬物乱用が防がれている現在、この法律の有用性を認めざるをえない。最近、平成元年11月17日政令第307号をもって「麻薬取締法」の一部が改正され、新たに「麻薬及び向精神薬取締法」が公布された。この中には人工的に合成されたカンナビノイドの6種（大麻草中に存在するもの3

種)が含まれている。したがって、植物から抽出されたカンナビノイドは「大麻取締法」、化学的合成品は「麻薬及び向精神薬取締法」によって規制されることになり複雑化の感がある。しかし、この法律の二分化により、従来あいまいであった合成 Δ^9 -テトラヒドロカンナビノールは麻薬ないし向精神薬として取締られることとなり、法的には明確にされたわけである。これは1つの進歩であろう。今後の課題は、大麻成分の毒性解明を生体成分との相互作用を中心とした分子レベルでとらえ、法を支える科学的事実をより明白にしなければならない。それが著者ら(科学者)の責務であると考えたい。

謝 辞

本研究は渡辺和人助教授、松永民秀、木村敏行、小村晶子助手並びに恩師、吉村英敏教授(九州大学名誉教授、中村学園大学教授)ほか多くの協力者によって遂行され、又、現在もなお続行中のものである。ここに深謝する。

参考文献

- 1) 山本郁男,「大麻文化科学考(その1)」北陸大学紀要 14, 1-15 (1990).
- 2) 山本郁男,「大麻文化科学考(その2)」北陸大学紀要 15, 1-20 (1991).
- 3) 警察庁編,平成3年版「警察白書」特集-薬物問題の現状と課題-大蔵省印刷局発行(1991).
- 4) 田所作太郎編,行動薬理学の实践-薬物による行動変化-星和書店(東京)(1991).
- 5) 中原雄二,「薬物乱用の本」研成社(東京)(1990)
- 6) マリファナ・ナウ編集会(北川 明)マリファナ・ナウ 第三書館(東京)(1981).
- 7) マリファナ・ハイ編集会(北川 明)マリファナ・ハイ 第三書館(東京)(1989).
- 8) 私信,日弁連法第61号,昭和60年7月8日(1985).
- 9) サンケイ新聞(夕刊)昭和60年3月29日(1985).
- 10) 大麻取締法,昭和23年7月10日法律124号,改正,昭和25年3月27日法律第18号,昭和27年5月28日法律152号,昭和28年5月17日法律15号,昭和29年4月22日法律71号,昭和38年6月21日法律108号,昭和45年6月1日法律第111号,昭和53年5月1日法律第38号,昭和56年5月30日法律58号,昭和59年5月25日法律47号,平成2年6月19日法律33号.
- 11) 丸井英弘,「現行大麻取締法の問題点」自由と正義,昭和55年5月号 p86 (1980).
- 12) 丸井英弘,「マリファナ解禁と大麻取締法」法学セミナー,昭和55年7月号 p30 (1980).
- 13) 丸井英弘,「薬物使用と非犯罪化」法学セミナー,昭和55年12月号 p44 (1980).
- 14) 第二東京弁護士会,「大麻取締法の見直しについて」昭和57年11月17日(1982).
- 15) 最高裁判所事務総局編,麻薬・覚せい剤等刑事裁判例集(続)法曹会「大麻取締法」p704 平成4年(1992).
- 16) 山本郁男,吉村英敏,「大麻成分の代謝と薬理作用」衛生化学(日本薬学会)28, 233-248 (1982).
- 17) 山本郁男,「大麻の幻覚作用」日本薬剤師会雑誌 37, 1061-1071 (1985).
- 18) 山本郁男,「大麻成分の代謝と薬理・毒性」薬学雑誌(日本薬学会)106, 537-561 (1986).
- 19) 渡辺和人,山本郁男,「カンナビノイドの生体膜及び酵素系に及ぼす影響…高脂溶性薬物はどのように生体と相互作用するか?」薬物動態(日本薬物動態学会)3, 93-102 (1988).

- 20) 山本郁男, 成松鎮雄, 「大麻主成分, テトラヒドロカンナビノール, カンナビジオール及びカンナビノールのヒトにおける代謝」法中毒 (日本法中毒学会) 9, 2-16 (1991).
- 21) 山本郁男, 渡辺和人, 「MALDO: アルデヒド基をカルボン酸へと酸化するマウス肝新規シトクロムP-450アイソザイム」生化学 (日本生化学会) 63, 504-507 (1991).
- 22) 渡辺和人, 山本郁男, 「大麻成分と他の中枢神経薬との相互作用」衛生化学 (日本薬学会) 38, 385-396 (1992).
- 23) 碧海純一, 「法と社会」中公新書, 中央公論社 (東京) (1987).
- 24) 大麻取締規則, 厚生・農林省令第1号, 官報第6080号, 昭和22年4月23日水曜日 (1947).
- 25) 大麻取締法, 法律第124号, 官報 (号外) 昭和23年7月10日土曜日 (1948).
- 26) 厚生省薬務局麻薬課依存性薬物情報研究班 (班長 加藤伸勝), 「大麻 (Cannabis)」昭和62年3月31日発行 (1987).
- 27) 「指定農林物質検査法施行規則」, 農林省令第64号, 昭和23年8月2日 (1948).
- 28) 浅野裕司, 小野幸二, 「法学概論」八千代出版 (東京) (1986).
- 29) 細谷英吉, 大村 裕 編, 「麻薬と人間」麻薬依存の治療と予防 (小田 晋) p208, 時事通信社 (1974).